

佐渡市の環境

令和 6 年度版

(令和 7 年 10 月発行)

佐渡市

目 次

I	佐渡市の概要	1
1	位置及び面積	1
2	気象	1
3	人口	1
II	環境の現状	2
1	大気汚染の現状	2
2	水質汚濁の現状	3
3	騒音・振動の現状	8
4	悪臭の現状	14
5	特定施設におけるダイオキシン類排出状況	15
6	酸性雨の現状	17
7	公害苦情	17
8	放射性物質の現状	18
9	廃棄物・リサイクル対策	19
III	環境基本計画等の推進	22
1	佐渡市環境基本計画	22
2	環境教育・環境学習	24
3	自然保護	24

I 佐渡市の概要

1 位置及び面積

佐渡島は、本土から約 35km 北西の日本海上に位置する日本海側最大の島です。

佐渡市の総面積は 855.68km² で、周囲約 280.8km の海岸線を有しています。北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵が縦走し、中央の国中平野には市内で流域面積最大の国府川が流れ、県内有数の穀倉地帯を形成しています。

面 積	855.68 km ² (資料：令和 7 年 4 月 1 日現在 国土地理院)				
極 東	弁天崎 東経 138 度 34 分 28 秒				
極 西	沢崎鼻 東経 138 度 12 分 11 秒				
極 北	二ツ亀 北緯 38 度 20 分 18 秒				
極 南	新谷岬 北緯 37 度 48 分 09 秒				
広ぼう	東西の長さ 32.6km	南北の長さ 59.5km			
海岸線	281.5km(資料：令和 5 年 3 月 31 日現在 国土交通省水管理・国土保全局)				
標 高	大佐渡最高峰 金北山 1,172m				
	小佐渡最高峰 大地山 645m				

2 気象

佐渡の気候は、海洋性で四季の変化に富んでいます。夏は高温多湿で、冬は日本海を北上する対馬暖流の影響を受け、雪はあまり積もりません。令和 3 年から令和 6 年までの 4 か年の平均でみると、平均気温は 15.1°C、平均年間降水量は 1,793.1mm となっています。

年 次	気 温(°C)			平均湿度 (%)	日照時間 (時間)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)
	平均	最高	最低				
R3 年	14.8	35.7	-3.0	74	1,848.2	1,741.0	25
R4 年	14.7	35.3	-2.0	73	1,761.5	1,734.5	7
R5 年	15.7	38.5	-6.2	73	1,904.7	1,833.5	24
R6 年	15.3	34.4	-2.2	75	1,658.1	1,897.5	22
平均	15.1	36.0	-3.4	74	1,793.1	1,801.6	20

資料：気象庁「気象統計情報」／新潟地方気象台「過去の観測データ・平均値」

3 人口

年次	人 口 (人)			世帯数 (世帯)
	総 数	男	女	
R3 年	51,910	25,167	26,743	23,266
R4 年	50,642	24,604	26,038	23,112
R5 年	49,333	24,039	25,294	22,831
R6 年	48,094	23,487	24,607	22,598

資料:市民課 住民基本台帳人口 (基準日 12 月 31 日)

II 環境の現状

1 大気汚染の現状

空気は、私たち人間が生きていく上でなくてはならないものです。しかし、この大切な空気が汚される原因として、工場や事業場から排出されるばい煙や、自動車から排出される二酸化硫黄、窒素酸化物などがあり、これらは、人の健康や生活環境に悪影響を与えるばかりでなく、酸性雨の原因にもなっています。これらの物質は、大気汚染防止法（昭和 47 年法律第 97 号）により、工場や事業場からの排出が規制され、自動車からの排出ガスには許容限度が定められています。

また、このような発生源に関する規制のほか、地域の環境を維持していくための行政上の具体的な目標として、環境基準が定められています。

市では、大気の汚染状況を経年的に把握し、大気汚染防止対策を推進するための資料収集と大気汚染の監視のため、二酸化硫黄と硫黄酸化物の測定を行っています。

また、新潟県では平成 19 年 5 月に県内で初の光化学スモッグ注意報が発令されたことに伴い、測定局のなかった佐渡市に新たに常時測定局を設置し、観測体制を強化しています。PM2.5 についても、平成 26 年 12 月から測定を実施しています。測定値については、新潟県ホームページで確認できます。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1216836082281.html>)

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

市では、東北電力株式会社との公害防止協定に基づき、溶液導電率法による二酸化硫黄の測定報告を四半期ごとに求め、大気の監視を行っています。

その結果、大気汚染に係る環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下）に適合していました。

令和 6 年度 二酸化硫黄測定結果

測定局名	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間(時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数(日)	1 時間の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)
駒坂	361	8,610	0.0000	0	0	0.011	0.002
椿	360	8,605	0.0000	0	0	0.007	0.001

資料：生活環境課

(2) 硫黄酸化物 (SO_X)

昭和 48 年から両津火力発電所の周辺で、硫黄酸化物の測定を開始し、過去 10 年以上にわたる測定の結果、汚染度評価の基準値との比較で、全ての地点で満たしていたため、令和 3 年 3 月末に分析を終了しました。

2 水質汚濁の現状

市では、水環境保全のため水質汚濁の現状を監視しています。令和 6 年度は、河川、海水浴場及び加茂湖の底質の測定を実施しました。

新潟県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき「公共用水域及び地下水の水質測定計画」を定め、県内の河川、湖沼、海域及び地下水の水質測定を実施しています。

(1) 河川の水質

市では、市内 28 河川 30 地点で、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）及び透視度の 5 項目について水質測定を実施しました。

（大腸菌群数については、4 河川のみ実施。）これまでの測定結果に基づき、数値が安定している河川については、平成 27 年度から輪番制で測定を実施しています。

河川における生活環境の保全に関する環境基準と比較した場合、泉財川の pH の数値が環境基準の D 類型以下、常江川の BOD、天王川（新穂）の大腸菌群数の数値が環境基準の B 類型、大道川の DO の数値が環境基準の B 類型以下のレベルでした。その他の河川は、全ての検査項目で AA～A 類型のレベルでした。

なお、最新の水質測定結果については、佐渡市ホームページで確認できます。

（<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2013/77341.html>）

また、新潟県では、水質測定計画に基づき、河川に係る環境基準 B 類型に指定されている国府川の水質について、国府橋と皆川大橋の 2 地点で水質測定を実施しています。

なお、最新の水質測定結果については、新潟県ホームページで確認できます。

（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoaisaku/1356832771296.html>）

(2) 加茂湖の水質及び底質

加茂湖は、両津湾に隣接した面積 4.85 km² の汽水湖で、カキ養殖を中心とする水産業の場となっています。加茂湖に流入する主な河川は、長江川、天王川など 4 河川ありますが、一般に閉鎖性の高い湖沼は、水の交換が悪く流入物質が堆積しやすいため、汚染物質が流入し、一度湖沼が汚染されるとその回復には長い年月を要してしまいます。このため、湖沼の自然環境や水産資源を保全するには、湖沼の状態（水質や底質等）を継続して監視することが重要となります。

水質汚濁に関しては、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、加茂湖は海域に係る環境基準の B 類型及びII類型に指定されています。また、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法により工場・事業場からの排水について規制が行われています。加茂湖流域では、県条例により更に上乗せした基準で規制を強化しています。

これらの達成状況を把握するため、市で底質測定、県で水質測定（両津湾（丙）水域）を実施しました。

この結果、底質の COD 及び硫化物については、水産用水基準を超過した地点もあったため、今後も加茂湖内の汚濁負荷の低減に努める必要があります。

なお、最新の水質測定結果については、新潟県ホームページで確認できます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoaisaku/1356832771296.html>

測定地点の概要

地 点 名	概 要	
加茂湖内	No.1	加茂湖北部に位置する人工水路（湖口）付近で、潮汐の影響（湖内と両津湾との水交換）等を受けやすい地点
	No.2	外城川が流入し、市街地（特に両津夷地区）からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.3	貝喰川及び長江川が流入し、周辺流域からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.4	周辺流域は農耕地であり、農業排水がわずかに流入するが、生活排水の影響は少ないと推察される地点
	No.5	市街地（特に両津湊地区）からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.6	主に椎崎温泉郷からの各種排水等の影響が想定される地点
	No.7	湖内最深部付近で、海水・淡水フラッシング導水路の影響区域と想定される地点
	No.8	加茂湖最奥域に位置し、天王川や他の流域からの各種排水等の影響が想定される地点
両津湾内	No.9	加茂湖内との対照点として設定した地点

令和6年度加茂湖底質測定結果

年月日	地点	pH	COD (mg/g)	硫化物 (mg/kg)	T-C (全炭素) (%)	T-N (全窒素) (%)	T-P (全リン) (mg/kg)
R6.8.19	No.1	8.2	7.9	213	1.15	0.06	427
	No.2	7.5	25.7	429	2.61	0.18	522
	No.3	7.5	23.1	367	2.53	0.18	689
	No.4	7.4	23.1	887	3.36	0.31	590
	No.5	7.5	24.7	555	2.72	0.24	495
	No.6	7.1	35.6	571	4.06	0.38	727
	No.7	7.2	37.4	401	3.72	0.36	680
	No.8	7.7	25.8	874	2.54	0.20	414
	No.9	8.3	2.0	50	0.07	0.01	336

資料：生活環境課

(3) 海域の水質

新潟県では、水質測定計画に基づき、海域に係る環境基準が指定されている両津湾（両津湾(甲)：海域 A)、両津港（両津湾(乙)：海域 B 及び II)、加茂湖（両津湾(丙)：海域 B 及び II)、真野湾（海域 A 及び I) 及び小木港（海域 A) について、両津湾 4 地点、加茂湖 4 地点、真野湾 4 地点、小木港 2 地点の計 14 地点で水質測定を実施しています。

なお、最新の水質測定結果については、新潟県ホームページで確認できます。

（<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoaisaku/1356832771296.html>）

(4) 海水浴場の水質

海水浴場を健全なレクリエーションの場として確保することを目的に、市内 8 海水浴場で海水浴場の水質測定を実施しました。

環境省の「水浴場水質判定基準」に基づき、COD、ふん便性大腸菌群数、透明度及び油膜の有無の 4 項目について測定を行った結果、水質調査を実施した全ての海水浴場が、海水浴に適している水質と判定されました。水質測定の総合判定では、「水質 AA」が 2 海水浴場、「水質 A」が 5 海水浴場でした。

平成 19 年 6 月に、環境省が公表した全国水浴場の遊泳期間前水質調査で、「水質が特に良好な水浴場」として佐渡市から 3 海水浴場(二ツ亀、赤亀・風島なぎさ公園、城が浜)が選ばれました。

令和6年度海水浴場水質測定結果

海水浴場	開設前(5月上旬～中旬)					開設中(7月下旬～8月上旬)					総合判定
	COD (mg/l)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	透明度	油膜	判定	COD (mg/l)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	透明度	油膜	判定	
二ツ亀	1.1	<2	>1m	無	AA	0.8	<2	>1m	無	AA	AA
入崎	0.7	3	>1m	無	A	0.8	<2	>1m	無	AA	A
達者	0.8	38	>1m	無	A	0.8	<2	>1m	無	AA	A
佐和田	1.3	87	>1m	無	A	1.7	19	>1m	無	A	A
赤亀・風島 なぎさ公園	0.8	<2	>1m	無	AA	0.7	<2	>1m	無	AA	AA
素浜	1.4	4	>1m	無	A	1.0	5	>1m	無	A	A
城が浜	0.9	2	>1m	無	A	0.7	<2	>1m	無	AA	A

資料：生活環境課

環境省が定める「水浴場水質判定基準」

区分		COD(化学的酸素要求量)	ふん便性大腸菌群数	透明度	油膜の有無
適	水質 AA	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l 以下)	不検出 (検出下限 2 個/100ml)	全透 (1m 以上)	油膜が認められない
	水質 A		100 個/100ml 以下		
可	水質 B	5mg/l 以下	400 個/100ml 以下	1m 未満～50cm 以上	常時は油膜が認められない
	水質 C	8mg/l 以下	1,000 個/100ml 以下		
不適	8mg/l 超		1,000 個/100ml を超えるもの	50cm 未満 (注 1)	常時油膜が認められる

(注 1) 砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(5) 地下水の水質

平成元年に水質汚濁防止法の一部が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止されるとともに、都道府県知事による地下水の水質監視が義務付けられました。

県では、昭和 59 年度から地下水の水質調査を実施しており、平成元年度からは水質測定計画に基づく、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施しています。

なお、新潟県が対応した地下水汚染に関する情報については、新潟県ホームページで確認できます。

[\(https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/1254822231356.html\)](https://www.pref.niigata.lg.jp/site/opendata/1254822231356.html)

① 概況調査

全体的な地下水質の概況を把握することを目的としています。

ア 環境監視調査

県内を地形、地質、地下水流动等で 32 流域に区分し、流域内の地下水質の概況を把握するため実施しています。

令和 6 年度は、佐渡市内の 2 地点で調査が実施されました。

イ 事業場等監視調査

これまで調査を実施していない有害物質使用事業場の周辺地区及び環境監視調査対象流域外地域等の地下水汚染の状況を把握するため実施しています。

令和 6 年度の調査はありませんでした。

② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たな汚染が判明した場合、汚染原因と汚染範囲を把握するために実施しています。

令和 6 年度の調査はありませんでした。

③ 継続監視調査

過去の詳細調査で確認された汚染の経年変化を監視することを目的として実施しています。

令和 6 年度は、佐渡市内の 3 地点で調査が実施されました。

3 騒音・振動の現状

(1) 環境騒音

市では、環境騒音の現状を把握するため、例年調査・監視を行っています。令和6年度は、一般地域10地点、道路に面する地域18地点、計28地点の騒音測定を行いました。

一般地域において、9地点で昼夜間共に環境基準を満足しました。道路に面する地域においても、全18地点で昼夜間共に環境基準を満足しました。

なお、測定結果については、佐渡市ホームページで確認できます。

(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2013/77369.html>)

(2) 自動車騒音常時監視

市では、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音常時監視を実施しました。

① 対象地域…市内の幹線交通を担う道路（原則、2車線以上で市道は4車線以上）を対象に道路端から両側50メートルにある住居等が存在する沿道地域の環境基準の達成状況を調査しました。

佐渡市内の対象となる道路は、9路線で総延長20.3キロメートルです。

② 測定計画…全体を5年計画で評価します。令和6年度は15キロメートルを対象とした。

	路線名	評価区間の延長(km)
1	一般国道350号	8.6
2	主要地方道佐渡一周線	3.3
3	主要地方道佐渡一周線	1.1
4	主要地方道佐渡一周線	2.0
計		15.0

③ 測定結果…対象路線について、実音測定及び環境基準達成の推定等を行い、その結果を用いたシミュレーションにより沿道地域の環境基準の達成状況を調査しました。

区分	戸数(戸)	割合(%)
環境基準を達成した ①	2,409	100
昼のみ基準値以下 ②	0	0
夜のみ基準値以下 ③	0	0
昼夜とも基準値超過 ④	0	0
評価住居等の計 (①+②+③+④)	2,409	100

(3) 道路交通振動

市では、道路交通振動の現状を把握するため、市内5地点で道路交通振動の測定を実施しました。振動規制法（昭和51年法律第64号）では道路交通に係る要請等の措置が定められており、測定結果は、昼夜間共に道路交通振動に係る要請限度を満足していました。

なお、測定結果については、佐渡市ホームページで確認できます。

(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2013/3269.html>)

(4) 工場、事業場、建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年条例第51号）では、指定地域内に所在する特定工場及び特定建設作業を規制しています。

工場や事業場に設置させる施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、また建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生する建設作業（特定建設作業）を行う場合は、市へ事前の届出が義務付けられています。

市では、騒音・振動に伴う生活環境の悪化を未然に防止するため、関係法令の周知や事業者に対する指導の実施などに取り組んでいます。

① 騒音・振動の特定施設（令和6年度末現在）

ア 騒音規制法

施設区分		特定施設	
		工場等実数	施設数
1	金属加工機械	10	15
2	空気圧縮機等	37	130
3	土石用破碎機等	2	5
4	織機	0	0
5	建設用資材製造機械	2	3
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	8	12
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	5	14
10	合成樹脂用射出成形機	0	0
11	鋳型造型機	0	0
合計		64	179

資料：生活環境課

イ 振動規制法

施設区分		特定施設	
		工場等実数	施設数
1	金属加工機械	6	7
2	空気圧縮機等	24	54
3	土石用破碎機等	2	5
4	織機	0	0
5	コンクリートブロックマシン等	0	0

6	木材加工機械		0	0
7	印刷機械		1	1
8	合成樹脂鍊用ロール機		0	0
9	合成樹脂用射出成形機		0	0
10	鋳型造型機		0	0
合 計			33	67

資料：生活環境課

ウ 新潟県生活環境の保全等に関する条例

騒音の施設区分	特定施設		振動の施設区分	特定施設	
	工場数	施設数		工場数	施設数
1 金属加工機械	0	0	1 金属加工機械	0	0
2 圧縮機等	10	21	2 圧縮機	10	18
3 土石用破碎機等	0	0	3 ポンプ	18	70
4 繊維機械	0	0	4 遠心分離機	0	0
5 建設用資材製造機械	0	0	5 土石用破碎機等	0	0
6 穀物用製粉機	0	0	6 織機	0	0
7 木材加工機械	2	6	7 コンクリート ブロック製造機	0	0
8 抄紙機	0	0	8 ディーゼル エンジン等	1	4
9 印刷機械	0	0	9 オシレーティング コンペア	0	0
10 合成樹脂用射出成形機	0	0	10 合成樹脂用射出成形機	0	0
11 鋳型造型機	0	0	11 鋳型造型機	0	0
12 バーナー	12	16	12 木材加工機械	0	0
13 電気炉	0	0	13 印刷機械	0	0
14 キューポラ	0	0	14 合成樹脂鍊用 ロール機	0	0
15 遠心分離機	0	0	—		
16 コンクリート ブロック製造機	0	0	—		
17 ドラム缶洗浄機	0	0	—		
18 スチームクリーナー	9	9	—		
19 ポンプ	13	29	—		
20 天井走行クレーン等	0	0	—		

21	集じん装置	0	0	—		
22	冷凍機	37	316	—		
23	クーリングタワー	9	14	—		
	合 計	92	411	合 計	29	92

資料：生活環境課

② 特定建設作業

ア 騒音関係

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	1
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	6
空気圧縮機を使用する作業	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	7
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
合 計	16

資料：生活環境課

イ 振動関係

作業の種類	届出数
くい打機等を使用する作業	1
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	7
合 計	8

資料：生活環境課

③ 騒音・振動の規制基準

ア 特定工場等に係る騒音、振動の規制基準

騒音

(単位：デシベル)

区域の区分	法 令 の 区 分		時 間 の 区 分			
	騒音規制法	県条例	朝	昼間	夕	夜間
区域の区分	(対象時刻)		6 時～8 時	8 時～18 時	18 時～21 時	21 時～6 時
	第 1 種区域	第 1 種区域	40	50	40	40
	第 2 種区域	第 2 種区域	50	55	50	45
	(対象時刻)		6 時～8 時	8 時～20 時	20 時～22 時	22 時～6 時
	第 3 種区域	第 3 種区域	60	65	60	50
	第 4 種区域	第 4 種区域	65	70	65	60

- 注1 第3種区域及び第4種区域内の区域内に所在する学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

振動

(単位: デシベル)

区域の区分	法令の区分		時間の区分	
	振動規制法	県条例	昼間	夜間
区域の区分	(対象時刻)		8時～19時	19時～8時
	第1種区域	第1種区域	60	55
		第2種区域		
	(対象時刻)		8時～20時	20時～8時
区域の区分	第2種区域	第3種区域	65	60
		第4種区域		

- 注1 法律では、学校・病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該数値から5デシベルを減じた値とする。
- 2 条例では、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 3 規制基準値は、特定工場等の敷地境界線における値である。

イ 特定建設作業に係る騒音、振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
基 準 値	① ②	85デシベル(騒音)、75デシベル(振動)
作業禁止時刻	①	19時～7時
	②	22時～6時
1日当たりの 作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業日数	① ②	連続6日を超えないこと
作業禁止日	① ②	日曜日その他の休日

- 注1 基準値は、作業の場所の境界線における値である。
- 2 基準値を超えている場合、1日の作業時間を4時間まで短縮できる。
- 3 区域の区分①(第1号区域)とは、
- ア 第1種区域
 - イ 第2種区域
 - ウ 第3種区域
 - エ 第4種区域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域をいう。

- 4 区域の区分②（第2号区域）とは、指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 5 騒音については、騒音規制法及び県条例（騒音）に基づく基準であり、振動については、振動規制法に基づく基準である。

(5) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の指定

騒音規制法及び振動規制法では、知事（市の区域内の地域については、市長。）は、関係市町村長の意見をもとに、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、工場及び事業場における事業活動並びに建設作業に伴って発生する騒音・振動を規制する地域として指定することとしています。

令和6年度末現在、両津、相川、佐和田、金井及び真野地区の一部で地域指定が行われています。

(備考) 区域の区分

第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 原則、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 原則、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 原則、工業地域

(備考) 区域の区分

第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 原則、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生の防止する必要がある区域 原則、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

4 悪臭の現状

生活様式の多様化などにより、多種多様な原因から発生する臭気に対する苦情が多くなっています。市では、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づき事業活動に伴って発生する悪臭の排出を規制する地域を定め、全ての原因物質に対応可能な、臭気指数規制により規制を行っています。

悪臭防止法では、知事（市の区域内の地域については、市長。）は、関係市町村長の意見をもとに、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、事業活動に伴って発生する悪臭を規制する地域として指定することとしています。

令和6年度末現在、両津、佐和田及び金井地区の一部で地域指定が行われています。

悪臭の規制基準

(1) 敷地境界線の規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	10	12	13

(2) 気体の排出口の規制基準

排出口から発生した臭気が地表に着地したときに、敷地境界線の規制基準に適合するよう拡散式を用いて事業所ごとに算出します。

(3) 排出水の規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	26	28	29

※第1種区域：住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域

第2種区域：準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

第3種区域：工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域

(備考) 区域の区分

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域
第2種区域	準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域

5 特定施設におけるダイオキシン類排出状況

県及び市では、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づき、ダイオキシン類の測定を行っています。

いずれも、環境基準値を超えるダイオキシン類は検出されていません。

(1) 地下水におけるダイオキシン類濃度の測定結果

県では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条及び第27条第1項の規定により、県内の土壤及び地下水について常時監視を行っています。測定値については、新潟県ホームページで確認できます。

(<http://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankytaisaku/1356873796962.html>)

(2) 市有廃棄物処理施設におけるダイオキシン類濃度の測定結果

市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市有廃棄物処理施設における令和6年度のダイオキシン類濃度の測定を行いました。

ごみ処理施設のダイオキシン類測定結果

施設名	処理能力	排ガス		飛灰 ※1		焼却残渣		
		単位:ng-TEQ/m ³	基準値	測定値	単位:ng-TEQ/g	基準値	測定値	単位:ng-TEQ/g
佐渡クリーンセンター 1号炉	2.5t/h(60t/24h)	5	0.076	3	2.7	3	0.0070	0.020
〃 2号炉	2.5t/h(60t/24h)		0.033		4.3		0.020	

なお、メルティングセンター佐渡は、令和3年度で稼働を停止し、令和4年4月1日付けて廃止しています。

※1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の2により、環境大臣が定める方法で処理をしているため基準は適用外。

※1 ng(ナノグラム)=10億分の1 g

資料：生活環境課

一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類測定結果

施設名		地下水 上流		地下水 下流		放流水	
		単位: pg-TEQ/ℓ		単位: pg-TEQ/ℓ		単位: pg-TEQ/ℓ	
真野クリーンパーク	1回目	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値
	2回目	1	0.000160	1	0.0037	10	0.046
	南佐渡一般廃棄物最終処分場		0.000300		0.016		0.039
			0.00030		0.023		0.14

※1pg(ピコグラム)=1兆分の1g

資料:生活環境課

埋立処分を終了し監視中の一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類測定結果

施設名		地下水 上流		地下水 下流		放流水	
		単位: pg-TEQ/ℓ		単位: pg-TEQ/ℓ		単位: pg-TEQ/ℓ	
秋津不燃物埋立地(両津)	1	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値
		1	0.00011	1	0.0046	10	0.18
		1	0.0071	1	0.0042	10	0.012

旧瓜生屋最終処分場(新穂)は、基準値以下で安定した状態であることからR3年度をもって測定終了。

※1pg(ピコグラム)=1兆分の1g

資料:生活環境課

6 酸性雨の現状

酸性雨は、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で酸化され、硫酸塩や硝酸塩として雨に溶け込んだもので、通常、pH（水素イオン濃度）5.6以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいます。

欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼や森林の生態系への影響が報告され、国境を越えた国際的な環境問題と注目されています。酸性雨が今後も降り続くとすれば、将来の影響発現の可能性が懸念されています。

環境省が進めている酸性雨モニタリング計画の取り組みにより、市内では国設佐渡関岬酸性雨測定所において通年調査が実施されています。調査結果については、環境省ホームページで確認できます。

(<https://www.env.go.jp/air/acidrain/>)

7 公害苦情

(1) 公害苦情の受付状況

令和6年度に市が受け付けた公害苦情の件数は99件となっています。工場・事業場等が起因するものは依然として多くありますが、日常生活に起因するものも多くなってきており多様化・複雑化してきています。

公害に関する苦情は、市民にとって大きな問題です。その適切な処理は、市民の健康で快適な生活環境を守るために、また、紛争の未然防止のためにも重要な業務であり、県環境センター等の関係機関とも協力し、早期解決に努めています。

令和6年度公害苦情受付状況

区分	件 数
典型 7 公害	大気汚染
	水質汚濁
	土壤汚染
	騒音
	振動
	悪臭
	地盤沈下
その他	不法投棄
	野焼き
	その他
合 計	99

資料：生活環境課

(2) 異常水質事案の発生状況

公共用水域における異常水質事案は、新潟県が定めている「公共用水域における異常水質事案取扱指針」に基づき、関係行政機関相互間の迅速な通報を行うとともに、原因究明調査、被害の発生・拡大防止措置等を実施しています。令和6年度における異常水質事案の発生件

数は8件となっており、全件が油類の流出事故によるものでした。その原因は、一般家庭等でホームタンクからの小分け中に目を離したことによる灯油等の流出、交通事故等による路面への流出などが主な原因となっています。いずれの油流出事故も関係機関と協力し、発生源の特定調査や水質浄化など必要な措置を講じました。

令和6年度異常水質事案発生状況

種類	件数
油流出	8
魚類へい死	0
その他	0
合計	8

資料：新潟県佐渡地域振興局

8 放射性物質の現状

平成23年3月に発生した東日本大震災により、放射性物質による新たな環境汚染に取組む必要が生じ、放射線の観測が始まりました。

国及び県の取組により、市内では関岬及び南佐渡消防署において空間線量率を通年で観測しています。いずれも通常値の範囲内でした。

調査結果については、各ホームページで確認できます。

(1) 環境放射線等モニタリングデータ公開システム（環境省）…関岬

[\(https://housyasen.env.go.jp/\)](https://housyasen.env.go.jp/)

(2) 放射線モニタリング情報共有・公表システム（原子力規制委員会）…南佐渡消防署

[\(https://www.erm.snsr.go.jp/nra-ramis-webg/\)](https://www.erm.snsr.go.jp/nra-ramis-webg/)

9 廃棄物・リサイクル対策

(1) ごみ処理の現状

市には、焼却や破碎などのごみ処理施設が1か所、最終処分場が1か所あります。これらの施設を有効に利用して廃棄物の処理を行っています。

ごみの分別については、令和2年4月から火災事故等防止のため発火性危険ごみを追加し、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（空缶・空びん、ペットボトル、廃プラスチック、古紙（新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック）、廃乾電池、蛍光管、水銀入り体温計、使用済小型家電）の16分別で収集・処理を行っています。

ごみの分別収集

種類	形態	費用（処理手数料）	場所	収集回数
燃やすごみ	収集	有料（指定袋及び処理券）	ごみ集積所	週2回
燃やさないごみ	収集	有料（指定袋）		月1回
発火性危険ごみ	収集	有料（指定袋）		年5回
粗大ごみ	収集	有料（処理券）		年5回
空缶・空びん	収集	無料	ごみ集積所	月2回
ペットボトル	収集	無料	ごみ集積所	月2回
	持込み	無料	拠点回収	随時
廃プラスチック	収集	無料	ごみ集積所	週1回
古紙	持込み	無料	指定場所	月1回
廃乾電池	持込み	無料	指定取扱店	随時
蛍光管・水銀入り体温計	持込み	有料	指定取扱店	随時
使用済小型家電	持込み	無料	拠点回収	随時

ごみ搬入実績

単位：t・%

年度	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	発火性危険ごみ	空缶・空びん	ペットボトル	廃プラスチック	蛍光管等	廃乾電池	古紙	小型家電	直接埋立	計
3	15,981 (11,419)	635 (386)	1,061 (40)	20 (14)	593 (523)	171 (171)	326 (324)	6	23	1,041	73	214	20,144 (12,877)
4	15,992 (11,449)	610 (373)	1,210 (42)	23 (15)	581 (515)	172 (172)	315 (313)	5	21	996	75	841	20,841 (12,879)
5	15,146 (10,777)	613 (365)	1,282 (39)	24 (15)	565 (498)	175 (175)	308 (306)	6	21	939	82	407	19,568 (12,175)
6	14,769 (10,378)	555 (331)	1,497 (38)	22 (15)	539 (474)	171 (171)	312 (309)	5	21	852	79	668	19,490 (11,716)
前年比%	97.5 (96.3)	90.5 (90.7)	116.8 (97.4)	91.7 (100.0)	95.4 (95.2)	97.7 (97.7)	101.3 (101.0)	83.3	100.0	90.7	96.3	164.1	99.6 (96.2)

（）内は委託収集分

(2) ごみの収集委託

市内のごみ収集は13業者に委託し、実施しています。収集ごみについては、対前年度比で96.2%となり、3.91%の収集ごみの減少となりました。

(3) ごみの減量・再資源化の状況

ごみを分別すれば資源となることから、リサイクルの推進を図ってきました。リサイクル率の推移をみると、令和5年度の19.4%から2.5ポイント下降し、16.9%のリサイクル率でした。

また、1人1日あたりのごみの総排出量は、1,103g/人・日(R6.10月末)でした。

今後もさらにリサイクル率の向上を図るため、市民への啓発活動を推進していきます。

古紙回収

令和6年度の古紙の回収量は、852トンであり、前年度と比較して87トン減少しました。

燃やすごみの中には、資源化が可能な紙類の混入がまだあることから、更なる古紙分別の徹底に取り組むとともに効果的な回収方法の検討を行います。

令和6年度古紙回収状況

<地区別回収実績>

地区名	回収量(kg)					
	新聞紙	雑誌	段ボール	チラシ	牛乳パック	合計
両津	28,040	38,350	49,100	8,090	980	124,560
相川	17,500	30,070	32,870	4,500	470	85,410
佐和田	14,720	26,080	23,930	3,770	330	68,830
金井	17,730	32,430	26,410	3,990	400	80,960
新穂	10,070	14,520	9,790	2,810	180	37,370
畠野	13,250	18,880	13,530	3,640	240	49,540
真野	11,930	26,210	23,070	3,380	360	64,950
小木	5,500	9,350	7,990	1,610	220	24,670
羽茂	10,680	15,890	10,640	3,290	440	40,940
赤泊	5,560	14,180	13,450	2,670	280	36,140
合計	134,980	225,960	210,780	37,750	3,900	613,370

資料：生活環境課

<クリーンセンター別回収実績>

クリーンセンター名	回収量(kg)
両津	86,970
佐渡	48,500
南佐渡	30,970
合計	166,440

<市の取組み実績>

佐渡市役所	回収量(kg)
市庁舎	71,890

(4) ごみ清掃ボランティアの現状

令和 6 年度におけるごみ清掃ボランティアの参加人数は、延べ 5,735 名でした。

なお、ごみの回収量は約 53 トンにのぼり、佐渡の環境美化に貢献しています。

ごみ清掃ボランティアの状況

区分	参加者 (人)	回収量 (kg)				
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
3 年度	6,646	41,720	1,430	10	28,340	71,500
4 年度	9,294	55,260	2,045	10	26,430	84,675
5 年度	5,735	38,146	1,815	110	16,311	56,382
6 年度	6,963	38,142	1,246	50	13,280	52,718
6 年 度 内 訳	ボランティア (海岸)	25,100	780	0	12,690	38,570
	ボランティア (その他)	13,042	466	50	590	14,148
	佐渡クリーンアップ	2,440	180	0	1,060	3,680

資料：生活環境課

(5) し尿・浄化槽汚泥

令和 6 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の搬入は、13,750 キロリットルであり、前年より 7.66% 減少しています。

平成 26 年 7 月から新設のし尿受入施設が供用開始し、市内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥を前処理した後、隣接する国府川浄化センターへ移送しています。

し尿・浄化槽搬入実績

地区名	令和 5 年度搬入量 (単位：キロリットル)			令和 6 年度搬入量 (単位：キロリットル)		
	し尿	浄化槽 汚泥	計	し尿	浄化槽 汚泥	計
両 津	1,142	3,542	4,684	1,126	3,130	4,256
相 川	436	1,427	1,863	451	1,334	1,785
佐 和 田	437	1,063	1,500	441	932	1,373
金 井	721	954	1,675	679	785	1,464
新 穂	417	386	803	406	397	803
畠 野	738	428	1,166	723	332	1,055
真 野	763	469	1,232	759	426	1,185
小 木	446	326	772	422	316	738
羽 茂	321	505	826	310	451	761
赤 泊	108	294	402	116	244	360
合 計	5,529	9,394	14,923	5,433	8,347	13,780

III 環境基本計画等の推進

1 佐渡市環境基本計画

(1) 計画の位置付け

佐渡市環境基本条例（平成 17 年条例第 26 号）の基本理念の実現に向け、環境の保全及び再生に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するため、同条例第 10 条の規定に基づき定めたものであり、「佐渡市総合計画」を環境面から推進する部門別計画として位置付けられるものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び再生に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画と整合を図っていきます。



(2) 推進状況

本計画では、5つの長期目標を達成するため、環境指標を定め数値目標を設定しています。令和6年度の推進状況は次のとおりです。

NO	環境指標	H27	目標(R8)	R6
1 豊かな自然環境の保全と活用				
	環境にやさしい米づくりなどの面積の割合(%) (作付面積全体に占める5割減減以上栽培面積の割合)	83.3	88.0	84.4
	学校給食における地場産農作物使用割合 (%)	25.2	30.0	14.4
2 トキとの共生の実現				
	トキ野生下定着数(羽)	104	220羽以上	576
	トキの餌場面積 (ha:ビオトープ面積、基準日:年度末)	26.7	45	27.1
3 廃棄物の循環利用の促進				
	可燃ごみに占める生ごみの割合 (%)	15.2	8.0	8.4
	廃棄物排出量(t/年)	22,582	17,800	19,490
	1人1日あたりごみ排出量(g/人・日)	1,050	940	1,103
	リサイクル率 (%)	19.7	25.0	16.9
	埋立処分量(t/年)	1,024	820	1,155
4 地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及推進				
	公共施設における再生可能エネルギー導入数(箇所)	16	20	18
	市の施設におけるCO2排出量(t-CO2/年)	22,291	20,061	15,085
5 くらしを支える生活環境の確保				
	野焼き苦情件数(件)	70	50	33
	生活雑排水処理人口比率(水洗化率)(%)	51.4	67.2	60.5
	海水浴場の水質判定基準AAの割合(開設前)	6/6	6/6	2/7
6 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成				
	環境アドバイザー登録者数(人)	35	60	31
	環境イベント参加者数(人)	1,400	2,800	176
7 協働の取組の推進				
	清掃ボランティア延べ参加人数(人)	89,524	200,000	179,927
	美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会会員数(団体)	29	50	解散
	佐渡環境賞応募件数(件)	10	20	未実施

2 環境教育・環境学習

佐渡の環境を世界に発信する環境市民づくりと育成を目的として、環境学習の開催や地域での実践活動に対する支援を行っています。

(1) 環境教育副読本

小・中学校における環境教育を総合的に推進するため、平成 19 年度に小・中学生の用副読本と指導者用の副読本を作成しました。(平成 23 年度改定)

平成 29 年度には当該副読本の電子化を行い、電子媒体での活用を図っています。

(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2013/3218.html>)

(2) 環境学習ツアー

環境市民の育成を目指し、環境について専門的に学び、一人ひとりが環境についての理解を深め幅広く交流する機会として、環境学習ツアーを開設しました。

令和 6 年度 市民環境講座開催状況

開催日	内 容	参加者数
5 月 25 日	太陽光発電所「ひかり、の、ちから栗野江」施設見学	16 人

(3) 環境アドバイザー制度

市では、身近な環境問題について理解を深めてもらうため、市が登録した環境アドバイザーを市民団体や企業が主催する環境講演会等へ講師として派遣しています。

令和 6 年度は、計 13 回（受講者計 294 名）の環境アドバイザー派遣を行いました。

(4) こども環境学習会

児童の環境を大切にする心や態度を育むことを目的として、新潟大学佐渡自然共生科学センターと連携し、こども学習会を開催しています。

こども環境学習会

開催日	内 容	参加者数
7 月 27 日	佐渡の海の生きもの調査	9 人

3 自然保護

(1) 佐渡市自然保護巡視員制度

佐渡の優れた自然を保護するため、平成 23 年 5 月に佐渡市自然保護巡視員制度を発足しました。27 名（R7.3 月末現在）の巡視員が佐渡の自然保護のために活動しています。

(2) 自然公園の許可・届出等処理件数

単位：件

公園区分	国定公園 特別地域				国定公園 普通地域				県立自然公園 普通地域				合計			
	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6
年度	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6
工作物	18	18	10	13	2	1		2	7				27	19	10	15
木竹伐採			3												3	
土石採取								5	2	4	1	5	2	4	1	10
広告物設置	2		3	1									2		3	1
物の集積																
土地の形状 変更	1	1	4	1				2	4	7	1	1	5	8	5	4
その他		3	2	1									3	2		1
計	21	22	22	16	2	1	0	9	13	11	2	6	36	34	24	31

資料：生活環境課

佐渡市の環境（令和6年度版）

編 集 佐渡市市民生活部生活環境課

〒952-1292 佐渡市千種 232

電話 0259-63-3113

市の HP <https://www.city.sado.niigata.jp>